

「協力金」申請方法判定フローチャート (まん延防止重点措置期間 8/20~26)

はじめにお読みください

簡易申請は、確定申告書及び売上台帳等の添付が「不要」です。
通常申請は、確定申告書及び売上台帳等の添付が「必要」です。

簡易申請による協力金は一日当たり2万5千円となります。(簡易申請の場合は下限額での交付となります。)

通常申請の目安は、令和元年8月又は令和2年8月の売上高が概ね258万円以上の方です。(売上高の計算は消費税・地方消費税を除きます。)

なお、**下記の判定を行わず、「簡易申請」を選択することもできます。**

◆「1日当たりの売上高」を用いた申請判定フロー

- 1 ①令和2年8月分(若しくは令和元年8月分)の売上合計が分かる
または
②令和2年8月20日から26日(若しくは令和元年8月20日から26日)まで売上合計が分かる

いいえ

⇒簡易申請

↓ はい

- 2 ①令和3年8月分の売上合計が分かる
または
②令和3年8月20日から26日まで売上合計が分かる

いいえ

⇒簡易申請

↓ はい

- 3 ①の場合 1月の売上を「31」で割ります。
②の場合 20日から26日までの売上合計を「7」で割ります。

↓ すすむ

種別	1日当たりの売上 (1,000円以下繰上げ)
令和2年(又は元年)8月分の売上	円
令和2年(又は元年)8/20-26の売上	円
令和3年8月分の売上	円
令和3年8/20-26の売上	円

83,333円以下

⇒簡易申請

↓ すすむ

- 4 簡易申請の方以外は、通常申請になります。求めた「1日当たりの売上」を用いた「売上高情報シート」の記入に進んでください。